

立川市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定による。

# 立川市組織条例の一部を改正する条例

立川市組織条例（昭和42年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室（以下「部等」という。）を設置する。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>(2) <u>政策財務部</u></p> <p>(3) 行政管理部</p> <p>(4) <u>危機管理対策室</u></p> <p>(5) <u>子ども家庭部</u></p> <p>(6) <u>保健医療部</u></p> <p>(7) <u>福祉部</u></p> <p>(8) <u>環境資源循環部</u></p> <p>(9) <u>都市整備部</u></p> <p>(10) <u>産業まちづくり部</u></p> <p>(11) <u>市民部</u></p> <p>(12) <u>文化スポーツ部</u></p> <p>(13) 公営競技事業部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び<u>市長公室</u>（以下「部等」という。）を設置する。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3) 行政管理部</p> <p>(4) <u>財務部</u></p> <p>(5) <u>市民生活部</u></p> <p>(6) <u>産業文化スポーツ部</u></p> <p>(7) <u>子ども家庭部</u></p> <p>(8) <u>福祉部</u></p> <p>(9) <u>保健医療部</u></p> <p>(10) <u>まちづくり部</u></p> <p>(11) <u>基盤整備部</u></p> <p>(12) <u>環境資源循環部</u></p> <p>(13) 公営競技事業部</p> <p><u>2 市民生活部は、危機管理対策室を兼ねるものとする。</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> |

- (1) 市長・副市長の円滑な公務の実施と情報発信に関すること。
- (2) 市政情報とまちの魅力の発信に関すること。
- (3) 行財政改革の推進に関すること。
- (4) 公共施設マネジメントの推進に関すること。

#### 政策財務部

- (1) 総合戦略の推進に関すること。
- (2) 持続可能な財政運営の推進に関すること。
- (3) 適正な公共調達の実現に関すること。
- (4) 男女平等参画社会・多様性の推進に関すること。

#### 行政管理部

- (1) 庁舎・公文書管理と例規整備に関すること。
- (2) 職員の育成・確保および働きやすい職場づくりに関すること。
- (3) デジタル環境の整備と維持管理に関すること。
- (4) 公共調達における品質の確保に関すること。
- (5) 公共施設の保全に関すること。

#### 危機管理対策室

- (1) 危機管理体制の充実と防犯対策の推進に関すること。
- (2) 防災体制の充実に関すること。
- (3) コンプライアンスの推進に関すること。

#### 子ども家庭部

- (1) 子ども・子育て政策の推進に関すること。
- (2) 子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援に関すること。
- (3) 途切れのない成長・発達支援に関すること。
- (4) 子どもの居場所づくりと育ちの推進に関すること。
- (5) 未就学児の子育てと仕事の両立支援に関すること。

#### 保健医療部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 重要事項の推進に関すること。
- (3) 行財政の改革に関すること。
- (4) 職員のコンプライアンス及び内部統制に関すること。

#### 総合政策部

- (1) 行政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 広報広聴に関すること。
- (3) 男女平等参画に関すること。
- (4) 電子情報化及び情報管理に関すること。

#### 行政管理部

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 統計に関すること。
- (3) 土地の取得及び財産管理に関すること。
- (4) 職員の人事、給与及び研修に関すること。
- (5) 文書管理並びに例規の審査及び立案に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 建築及び施設保全に関すること。
- (8) 検査に関すること。
- (9) その他他の主管に属さないこと。

#### 財務部

- (1) 財政計画及び予算に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 市税及び市税に係る税外収入に関すること。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 防災に関すること。

- (1) 介護保険制度の適正な運営に関すること。
- (2) 豊かな長寿社会の実現に関すること。
- (3) 健康づくりの推進に関すること。
- (4) 国民健康保険制度等の安定運営に関すること。

#### 福祉部

- (1) 福祉行政の推進に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) 障害福祉の推進に関すること。
- (4) セーフティネットによる生活支援の充実に関すること。

#### 環境資源循環部

- (1) 持続可能な環境の保全に関すること。
- (2) 持続可能な資源循環の実現に関すること。
- (3) 廃棄物の適正処理の促進に関すること。
- (4) 下水道の管理に関すること。
- (5) 下水道の整備に関すること。
- (6) 下水ポンプ場の運営に関すること。

#### 都市整備部

- (1) 良好な市街地環境の形成に関すること。
- (2) 道路の管理に関すること。
- (3) 道路の整備に関すること。
- (4) 公園・水辺管理と緑の保全に関すること。
- (5) 建築基準行政の適正な実施に関すること。

#### 産業まちづくり部

- (1) 活力ある産業の振興に関すること。
- (2) 都市と農業の共生に関すること。
- (3) 官民連携のまちの形成に関すること。

- (3) 生活安全に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 窓口サービスに関すること。
- (6) 住宅に関すること。
- (7) 市民参加及び市民との協働に関すること。
- (8) 国際化に関すること。
- (9) 危機管理に関すること（危機管理対策室分掌事務）。

#### 産業文化スポーツ部

- (1) 商業、工業及び農業に関すること。
- (2) 就労及び雇用に関すること。
- (3) 観光に関すること。
- (4) 文化に関すること。
- (5) 市史の編さんに関すること。
- (6) スポーツに関すること。

#### 子ども家庭部

- (1) 子育て支援及び少子化対策に関すること。
- (2) 子どもの育成並びに児童館及び学童保育に関すること。
- (3) 青少年に関すること。
- (4) 保育に関すること。

#### 福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。

#### 保健医療部

- (1) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。

(4) 多様な移動手段による活力ある都市活動の実現に関すること。

#### 市民部

(1) 市民相談機能と消費生活の充実に関すること。

(2) 市民活動と地域社会・多文化共生の推進に関すること。

(3) 安心して暮らせる住環境の推進に関すること。

(4) ライフステージに応じた適切な手続き手法の提供に関すること。

(5) 市民にわかりやすい公正・公平で適正な課税に関すること。

(6) 納税しやすい環境の整備と安定した税収の確保に関すること。

#### 文化スポーツ部

(1) 文化芸術の振興に関すること。

(2) 立川のまち・くらしの記録に関すること。

(3) スポーツの推進に関すること。

#### 公営競技事業部

(1) 競輪運営による持続した収益の確保に関すること。

#### まちづくり部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 区画整理、都市再開発その他市街地整備に関すること。

(3) 開発指導に関すること。

(4) 建築指導に関すること。

(5) 交通対策に関すること。

(6) まちづくりに関すること。

#### 基盤整備部

(1) 道路及び水路に関すること。

(2) 土木に関すること。

(3) 緑化及び公園に関すること。

#### 環境資源循環部

(1) 環境対策に関すること。

(2) 清掃事業に関すること。

(3) 下水道事業に関すること。

#### 公営競技事業部

(1) 競輪事業に関すること。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

